

# 江東区みどりの基本計画を改定

## パブリックコメントの結果公表

今あるみどりを守り育てるとともに、新たなみどりを増やしていくため「みどりの基本計画」を改定しました。

改定にあたり、パブリックコメント(意見募集)を行い、72人の方から171件のご意見が寄せられました。計画の全文は、区ホームページ、こうとう情報ステーション(区役所2階)、管理課(区役所隣防災センター3階3番)で閲覧できます。

### 計画の概要

#### 「みどりの機能」

みどりは、私たちの快適で安全な暮らしに貢献するさまざまな機能を持っています。みどりの機能を区政の課題解決に向けた取組に活用していきます。

「CI-Gビジョン(基本方針)」

みどりの基本計画のテーマを、「みどりの都市(CITY IN THE GREEN)」の実現」と定め、4つのCI-Gビジョン(基本方針)に基づき、

#### ビジョン1

みどりを水彩都市・江東の魅力づくりに活かします  
・水辺を活かしたみどりのネットワークづくり  
・みどりを活かしたまちなみづくり  
・みどりを活かしたにぎわいづくり

#### 重点プロジェクト 水辺の緑化推進プロジェクト

#### ビジョン2

みどりをより柔軟に使えるようにします  
・みんなが楽しく使える公園づくり  
・みどりを活かしたコミュニティづくり

#### 重点プロジェクト みんなでつくる公園プロジェクト

#### ビジョン3

みどりを安全と生命を支えるために充実させます  
・みどりが支える安全・安心なまちづくり  
・みどりが支える快適なまちづくり

#### 重点プロジェクト 安全・安心なまちづくりプロジェクト

#### ビジョン4

みどりをみんなで守り育て伝えます  
・みんなで守り育てるみどりのまちづくり  
・みどりの大切さを伝える仕組みづくり

#### 重点プロジェクト みどりの都市(CIG)魅力発信プロジェクト

う「(仮称)みどりの基本計画推進会議」を新たに設置します。パブリックコメントで寄せられた主な意見と区の方(抜粋)

「区の方」区民・事業者等と連携した公園づくりやコミュニティガーデン活動団体への支援等を行うっており、区民や事業者主体のみどりの充実を推進します。また、コンテストに関しては、コミュニティガーデンだけ

水辺を活かしたみどりのネットワークづくりやみどりを活かしたまちなみづくりなど各施策を展開します。

「施策」

区民・事業者・区が相互に協力しながら取り組んでいきます。

「目標」

計画年度である令和11年度における目標を定めます。

○計画の達成状況を示す目標  
緑被率22%(18.7%(H29))等

○区民評価に関する目標

みどり(水辺と緑)に満足している区民の割合80%(74.4%(R1))等

「地区別取組方針」

区全体の将来像を達成するため、4つの基本方針ごとに各地区の特徴あるみどりを活かした取組を進めます。

「計画の進行管理」

計画を着実に推進していくために、区民・事業者・区が連携・協働して計画の評価などを行う

でなく事業者の活動も含めたみどりに関する活動の顕彰制度を検討していきます。

○こどものころからみどりに親しむことが大切であり、みどりを大切にすることがから、モノを大切にすることが学べるかもしれない。

「区の方」これから担う地域の町会などへの貸出による花壇づくり、コンテストによる評価・交流を位置付けてはどうか。

「区の方」区民・事業者等と連携した公園づくりやコミュニティガーデン活動団体への支援等を行うっており、区民や事業者主体のみどりの充実を推進します。また、コンテストに関しては、コミュニティガーデンだけ

「区の方」区民・事業者等と連携した公園づくりやコミュニティガーデン活動団体への支援等を行うっており、区民や事業者主体のみどりの充実を推進します。また、コンテストに関しては、コミュニティガーデンだけ

「区の方」区民・事業者等と連携した公園づくりやコミュニティガーデン活動団体への支援等を行うっており、区民や事業者主体のみどりの充実を推進します。また、コンテストに関しては、コミュニティガーデンだけ

「区の方」区民・事業者等と連携した公園づくりやコミュニティガーデン活動団体への支援等を行うっており、区民や事業者主体のみどりの充実を推進します。また、コンテストに関しては、コミュニティガーデンだけ

## 国民年金保険料の学生納付特例

### 令和2年度申請の受付を開始

学生納付特例とは、前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学校は、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等です(海外大学の日本分校は一部を除き対象外)。対象期間は、申請月の2年1か月前の月分から来年3月分まで、年度ごとの申請が必要です。

学生納付特例が承認された期間は次のように取り扱われます。  
○老齢基礎年金の受給資格期間となりませんが、老齢基礎年金の金額には反映されません。  
○10年以内であれば、猶予された国民年金保険料を追納でき

ます(ただし、3年度目以降は、期間に応じて一定の額が加算されます)。  
○障害基礎年金請求の審査に際し受給資格期間への算入とされません。

※学生納付特例に該当しない場合は、免除や納付猶予の申請ができます。

「持ち物」マイナンバーカードまたは通知カード、本人確認書類(年金手帳等)と学生証(表・裏両面の写しでも可)または在学証明書

## 江東区無電柱化推進計画を策定

### 意見募集の結果公表

区道の無電柱化に関する基本的な方針や具体的な整備路線を定めた「江東区無電柱化推進計画」を策定しました。

策定にあたっては、意見募集を行い、4件のご意見が寄せられました。計画の全文は、区ホームページ、こうとう情報ステーション(区役所2階)、道路課(区役所隣防災センター3階5番)で閲覧できます。

### 計画の概要

#### 「計画の趣旨」

昨日、地震や大型台風などの自然災害で、電柱倒壊による停電や断水、道路閉塞が発生し、避難や救助活動に支障が生じる事態が多発しています。また、林立する電柱が歩行者や車いす利用者の安全な通行を妨げているほか、張り巡らされた電線が都市景観を損ねています。

このため、無電柱化の3つの目的である「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」の実現に向けて、区道の無電柱化を推進していきます。

「無電柱化の目的」  
①都市防災機能の強化

災害時における電柱倒壊を防止し、ライフラインを確保するほか、緊急車両等の通行を円滑化し、復旧活動が迅速に行えるようになります。

②安全で快適な歩行空間の確保  
歩行者を妨げている電柱をなくし、歩行者やベビーカー、車いす利用者が、道路を安全で快適に通行できるようにします。

③良好な都市景観の創出  
景観を損ねる電柱や電線をなくし、開放的で美しい街並みを創出します。

「江東区の無電柱化状況」  
江東区が管理する道路(区道)の無電柱化済道路延長は、約22km、無電柱化率は約7%(令和2年3月末)となっています。

地域の特性やまちの将来像などを勘案し、優先的かつ短期的に無電柱化事業を実施することが望ましい路線として「優先整備路線」を選定しました。

「優先整備路線」については順次事業化を図ることとし、既に事業中または事業予定の路線については着実に事業を推進していきます。

意見募集で寄せられた主な意見と区の方(抜粋)

「区の方」

無電柱化事業については、本計画に基づき着実な推進を図っていきます。

○優先整備路線に選定されていない路線についても、無電柱化を実施するよう検討していきます。

「区の方」  
優先整備路線以外の路線についても、本計画に基づき無電柱化を検討していきます。

「区の方」

道路課計画担当

「区の方」

「区の方」

「区の方」

「区の方」

「区の方」

「区の方」

## 国保・後期高齢者保険料 携帯電話によるモバイルレジ決済終了

4月20日(月)午後12時で携帯電話(フィーチャーフォン)によるモバイルレジ決済が終了します(スマートフォンによるモバイルレジ決済は引き続きご利用可能です)。

今まで携帯電話(フィーチャーフォン)による納付決済を利用